

県税事務所所管区域について

(軽油引取税・ゴルフ場利用税)

平成24年4月

岐阜県税務課

県では、行政組織の見直しの一環として、平成19年4月から、**軽油引取税とゴルフ場利用税**の所管県税事務所を変更しています。

軽油引取税とゴルフ場利用税に関する申告書・申請書等の提出やお問い合わせは、以下の管轄県税事務所あてにお願いいたします。

申告書等の提出や、証明書等の受取は、郵送でも可能です(重要書類は書留等をご使用ください)。

詳しくは管轄県税事務所にお尋ねください。



- ・岐阜県税事務所 TEL(058)214-6915 〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53
- ・東濃県税事務所 TEL(0572)23-1111 (代) 〒507-8708 多治見市上野町5-68-1
- ・飛騨県税事務所 TEL(0577)33-1111 (代) 〒506-0055 高山市上岡本町7-468

・その他の税目(事業税等)は、従来どおり各県税事務所(5箇所)で取り扱います。

・恵那出張所と下呂出張所は、「県税窓口コーナー」になりました。

・申告書や申請書等を管轄外の県税事務所や県税窓口コーナーにお持ちいただいた場合、書類転送の都合上、証明発行や承認に日数がかかります。予めご了承ください。